

広島県職員定数条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第四号

広島県職員定数条例等の一部を改正する条例

(広島県職員定数条例の一部改正)

第一条 広島県職員定数条例(昭和二十四年広島県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「四、三五一人」を「四、二九一人」に改め、同条第二号中「四七人」を「四六人」に改め、同条第六号中「三五三人」を「三五〇人」に改め、同条第七号中「一五人」を「一四人」に改める。

(広島県学校職員定数条例の一部改正)

第二条 広島県学校職員定数条例(平成十二年広島県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「五、二〇七人」を「五、二二二人」に改め、同条第二号中「一四、九五六人」を「一四、八五〇人」に改める。

(広島県警察職員定員条例の一部改正)

第三条 広島県警察職員定員条例(昭和二十九年広島県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「五、〇八一人」を「五、一〇五人」に、「三三九人」を「三三〇人」に、「一一、四八四人」を「一一、四九一人」に、「一一、五三六人」を「一一、五四三人」に、「一一、五八一人」を「一一、五九〇人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。